

令和6年度第3回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和6年7月22日(月) 9時58分開会 10時45分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティーホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 21名／24名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	それでは、定刻でございます。ただ今より令和6年度第3回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告を申し上げます。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、24名中、21名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告申し上げます。 それではここで、先月24日の当会議第100回定期総会、並びにその後の理事会で専務理事に就任されるとともに、今月から常設審議委員に就任されました名簿の16番 鳥取県農業会議専務理事の山根延通を紹介いたします。 その場で一言ご挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。 (山根専務が名前を呼ばれた後、挨拶をした。) 山根専務、ありがとうございました。 それでは、山協会長に挨拶をお願いします。
2 開会挨拶 山協会長 事務局	(省略) それでは、早速審議委員会に入りたいと思います。以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づきまして、山協会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。
3 議事録署名人の選任 議 長	はい。それでは、早速入らせていただきます。まず、議事録署名人の決定でございますが、私から指名させていただいてよろし

議 長	いでしょうか。お諮りいたします。 (異議なし) 指名でということでありましたので、山本委員(若桜町農業委員会会長)、江原委員(大山町農業委員会会長)の2名の方を議事録署名委員にお願いいたします。
4 報告事項 議 長 経営支援課 議 長	それでは、4番の報告事項をお願いします。まず、先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。 (資料1により説明) ただいま、県の方から報告がありましたが、皆さん方からご質問・ご意見等ありませんか。 (質問・意見なし)
5 議 事 議 長 事務局 経営支援課	ないようですので、議事の方に入らせていただきます。議案第1号、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表の説明をしてください。 それでは、令和6年7月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料2に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は4条・5条とも案件はございませんが、所有者不明農地の関係で、農地法第39条の案件が2件ございます。 まず、制度の概要について説明させていただいた上で、具体的な内容について、県経営支援課[]より説明いただきます。 (別添資料に基づき、事務局が概要説明) それでは、具体的な内容について、[]から説明をいただきます。 経営支援課の[]です。資料2-2の案件が鳥取市、資料2-3の案件が日南町の案件です。 鳥取市の案件の概要ですが、今回の農地は平成3年に登記名義人が死亡し、子である[]が管理をしていましたが、平成27年に死亡し、管理者がいなくなった農地です。近年は隣接耕作者が

境界付近の草刈りを行っていましたが、遊休農地化が進んだことから令和3年に同隣接耕作者に利用権を設定することができるよう鳥取市農業委員会に対して申し出が行われ今回の手続きを行うこととなりました。それでは、資料2-2をご覧ください。

1農地所有者ですが、氏名は

2 裁定を受けようとする農地の所在及び現況ですが、所在は、

農地の区分は農振農用地内農地です。3ページをめくっていただくと、所在地は

に位置しています。4ページには、当該農地の詳細図を付けていますので確認ください。3の相続人の探索状況です。農地法上の探索範囲では、配偶者と子供4人について探索しました。民法上の相続人については未探索です。相続人の状況については、子ども1名が生存し、相続放棄の手続きが行われていないことを鳥取家庭裁判所に確認済みです。探索結果ですが、生存している子に書留により意思表示を求めたが回答はなく、家族に確認したところ意思表示が不可能であると聞き取りを行っています。4の農地の状況ですが、基盤整備済み、境界は明確、耕作状況は令和5年の利用状況調査により1号遊休農地、農地の現状は田です。5利用計画の内容、希望する権利の始期等については、貸付先は認定農業者の、耕作面積は隣接農地を含めて3.7ha、貸借期間は10年間を想定しており、賃料は鳥取市農業委員会の査定額を用い です。裁定しようとする理由ですが、当該農地は、所有者死亡により遊休化している農地であるが、基盤整備済みであるうえ、農振農用地に指定されており、鳥取市農業委員会の調査により、相続人が確知出来ない農地であることが判明しており、地域で守るべき農地として鳥取県農業農村担い手育成機構が利用権を取得したうえで、耕作を希望する担い手農家に対して貸し付けることは妥当であると判断しています。7指定の内容については詳細は2ページで確認いただくこととし、利用権の内容は田の利用権、存続期間は10年間、補償金 で利用権の始期までに鳥取地方法務局に供託することとしています。引き続き資料2-3の日南町の案件について概要を説明します。この農地は、平成31年2月1日から令和6年1月31日までの5年間、裁定により担い手育成機構に利用権を与えていたものです。それでは資料2-3をご覧ください。1農地所有者ですが、氏名は

、地目はいずれも田、面積は2,761㎡と2,617㎡、農地の区分は農振農用地内農地です。3ページをめくっていただくと、所在地は

しています。4ページには、当該農地の詳細図を付けていますので確認ください。3の相続人の探索状況です。農地法上の探索範囲では、配偶者と子供いずれもなしでした。民法上の相続人については、兄弟2名はいずれも死亡。長兄は子供なし。次兄は県外に転出し

ており消息不明です。相続人の状況については、配偶者は協議離婚済み。子供はありません。探索結果ですが、農地法上の探索範囲において生存している相続人はありませんでした。4の農地の状況ですが、基盤整備済み、境界は明確、耕作状況は平成31年から令和5年までの5年間耕作、農地の現状は田です。5利用計画の内容、希望する権利の始期等については、貸付先はこれまで耕作していた[]で耕作面積は22haを耕作している法人、貸借期間は5年間を想定しており、賃料は日南町農業委員会の査定額を用い[]です。裁定しようとする理由ですが、当該農地は、所有者死亡により遊休化している農地であるが、基盤整備済みであるうえ、農振農用地に指定されており、日南町農業委員会の調査により、相続人が確知出来ない農地であることが判明しており、地域で守るべき農地として鳥取県農業農村担い手育成機構が利用権を取得したうえで、耕作を希望する担い手農家に対して貸し付けることは妥当であると判断しています。7指定の内容については詳細は2ページで確認いただくこととし、利用権の内容は田の利用権、存続期間は5年間、補償金の額は[] []を利用権の始期までに鳥取地方法務局米子支局に供託することとしています。以上です。

議 長

事務局どうぞ。

事務局

資料2-2について補足説明をさせていただきます。当該農地については、4ページで確認いただきたいのですが、細長い土地であり、隣接耕作者が今回利用権を設定しようとしているが、確認したところ、畦畔はブロックが両端に2個設置してあるだけのようですので、それを取り払って一体的に利用する計画のようであります。また、探索結果ですが、鳥取市農業委員会の職員が直接家族に会って本人には意思表示能力がないことを確認しているとのことでした。

議 長

以上で、2件の議案について説明が終わりましたが、ご質問、意見等ございませんか。

それでは、山本委員どうぞ。

山本委員

裁定の内容で補償金というのがありますが、補償金ということなので当然金額があると思うが、三朝の場合は、半分以上が無償となっています。この場合、農業委員会が近隣の賃借料を算出しても無償となってしまう場合があると思います。その場合、供託金は出せないと思いますが、これは可能なのでしょうか。

議 長

事務局説明をお願いします。

事務局

供託金は賃料として算出することとなっています。賃料の算出に当たっては近隣の賃料で判断することとなっています。過去の

	裁定でも1件ほどあったと思いますが、結果的に賃料が無料になったという事例があったかと思います。あくまでも、実際の近隣の農地の賃料の状況を踏まえて県において裁定することとなっています。従って、結果的に賃料が0円になることもあり得るということです。
山本委員	町の農業委員会の意見を述べることは、賃料の裁定に当たっての近隣の賃料を算定することだけになるのか。
議 長	事務局説明をお願いします。
事務局	町の農業委員会としては、公告することにより農地中間管理機構を通じて利用権を設定できるように手続きを行うことと、賃料を算出するための妥当な額を示していただくことになるので、よろしくお願ひしたいと思います。
議 長	山本委員よろしいですか。
山本委員	はい。
議 長	その他に質問・意見等ありますか。 (質問・意見なし)
議 長	ないようですので、ただいまの2件の議案について採決をさせていただきますしたいと思います。鳥取市/日南町の案件について、異議なしとしてよろしいか、異議なしの方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員異議なしとのことですので、異議なしとさせていただきます。
6 情報提供 議 長	続きまして情報提供です。(1) 地域計画マニュアルの改訂(農林水産省)について、事務局説明してください。 (事務局が資料3により説明)

議 長 議 長	説明が終わりましたが、委員の皆さんからご質問、意見はございませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、(2)市町村農業委員会会長・事務局長会議の開催について、事務局説明してください。 (事務局が資料4により説明) 説明が終わりましたが、委員の皆さんからご質問、意見はございませんか。 (質問・意見なし)
7 その他 議 長 議 長 事務局	その他として、若干時間がありますので、皆さんから何かありますか。 (質問・意見なし) 無いようでしたら、事務局、次回の開催日について説明をしてください。 (次回開催日程について説明)
8 閉 会 議 長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。 (午前10時45分)